

【家族の加入について】

第一生命健康保険組合

健康保険では、被保険者だけでなく、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを「被扶養者」といいます。被扶養者として認定されるためには、「国内居住」のうえ、「家族の範囲」と「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。

被扶養者の申請には「提出書類チェックシート兼送付状」を使用いただき、書類を整備のうえご提出をお願いいたします。なお、「提出書類チェックシート兼送付状」に記載のない三親等内の親族については個別にお問合せください。

家族の範囲

被扶養者となる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により、条件が異なります。

被保険者と同居でも別居でもよい人

- 配偶者(届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
- 子、孫
- 弟妹
- 父母などの直系尊属

被保険者と同居が条件の人

- 上記以外の三親等内の親族
- 被保険者の配偶者で届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母・子
- 配偶者で届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の死亡後の父母・子

収入の基準

被扶養者となるためには、「主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。

同居している場合	別居している場合
対象者の年収が130万円(60歳以上または厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は年収180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること	対象者の年収が130万円(60歳以上または厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は年収180万円)未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと

被扶養者認定における国内居住要件の追加について

2020年4月より、健康保険の被扶養者認定の要件に、国内居住要件が追加されました。日本国内に住所を有していない場合、2020年4月1日以降は、原則として被扶養者の認定はされません。(海外留学等、一定の例外あり)

国内居住要件の考え方について

住民基本台帳に住民登録されているかどうか(住民票があるかどうか)で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。
 ※住民票が日本国内にあっても、海外で就労している等、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、国内居住要件を満たさないと判断されます。

国内居住要件の例外

外国に一時的に留学している学生等、海外居住であっても日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外として国内居住要件を満たすこととされます。

【国内居住要件の例外となる場合】

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

国内居住者であっても、被扶養者と認められない場合

医療滞在ビザで来日した方、観光・保養を目的としたロングステイビザで来日した方については、国内居住者であっても被扶養者として認定されません。

<問い合わせ先>

第一生命保険株式会社の従業員 (キャリアローテーション者を含む)	DN総務事務センター 外線:050-3780-1090 内線:832-340 (平日 10:00~15:00)
グループ会社・関係会社の従業員 (プロパー社員)	各社社会保険担当
特例退職・任意継続被保険者	第一生命健康保険組合 電話:050-3780-1239 (平日 10:00~16:00)

【添付書類例一覧】

- ・住民票は「マイナンバー」と「続柄」表示のある世帯全員のものをご準備ください。
- ・添付書類の具体例に「(写)」と記載のないものは、原本をご準備ください。

		添付書類	添付書類の具体例	取得場所・その他備考
今回申請する対象者	収入が確認できる書類	給与収入がある場合	給与明細 (写) 【直近3ヶ月分】	勤務している会社
			月収の計算ができる雇用契約書 (写)	勤務している会社 雇用契約の変更により収入減となった場合など、給与明細 (写) が直近3ヶ月分とれないとき
		年金 (老齢・障がい・遺族) を受給している場合	氏名の確認ができる年金額改定通知書 (写)	日本年金機構
			氏名の確認ができる年金振込通知書 (写) 年金証書 (写) 【最新のお手続きのもの】	受給手続き直後の場合、年金事務所へ『照会回答書』を請求してください。
		不動産収入・利子収入・配当収入・雑収入のいずれかの継続性のある収入がある場合	確定申告控え (写) + 収支内訳書控え (写) 【最新のお手続きのもの】	税務署に提出したものの控え
		傷病手当金、出産手当金を受給している場合	傷病手当金、出産手当金の支給決定通知書	加入している健康保険組合
		雇用保険非適用証明	◆退職した会社へ作成依頼してください。 【必要項目】 ・作成年月日 ・対象者氏名 ・入社日、退社日 ・雇用保険に加入していなかったという内容 ・会社名 ・社印 退職日の記載のある、社会保険料欄が0円の源泉徴収票 (写)	退職した会社
		雇用保険の加入期間が1年未満とわかるもの	雇用保険喪失連絡票または離職票 1 (写) 等	退職した会社
退職が証明できる書類	退職証明書	退職した会社		
配偶者や他の扶養義務者 任意継続および特例退職者被保険者	収入が確認できる書類 ※該当するものすべて提出ください。	給与収入がある場合	給与明細 (写) 【直近3ヶ月分】	勤務している会社 ※当健保の被保険者の場合も給与明細の提出が必要です (個人番号と名前の記載がない場合は余白へ追記をしてお送り下さい)
			月収の計算ができる雇用契約書	勤務している会社 雇用契約の変更により収入減となった場合など、給与明細 (写) が直近3ヶ月分とれないとき
		年金 (老齢・障がい) を受給している場合	氏名の確認ができる年金額改定通知書 (写)	日本年金機構
			氏名の確認ができる年金振込通知書 (写) 年金証書 (写) 【最新のお手続きのもの】	受給手続き直後の場合、年金事務所へ『照会回答書』を求めてください。
		自営業の場合	確定申告控え (写) + 収支内訳書控え (写) ※青色申告の場合は確定申告書 (写) + 損益計算書 (写) 等	税務署に提出した最新のものの控え ※所得ではなく、収入から直接的必要経費のみ控除した金額で判断します。(所得税法上の必要経費とは一致しません。)
		退職した場合	離職票 1 (写) または離職票 2 (写)	退職した会社
			退職証明書 健康保険資格喪失証明書	加入していた健保組合
		無職の場合	(非)課税証明書 【収入額の記載があるもの】	市区町村役場
不動産収入・利子収入・配当収入・雑収入のいずれかの継続性のある収入がある場合	確定申告控え (写) + 収支内訳書控え (写) ※青色申告の場合は確定申告書 (写) + 損益計算書 (写) 等	税務署に提出した最新のものの控え ※所得ではなく、収入から直接的必要経費のみ控除した金額で判断します。(所得税法上の必要経費とは一致しません。)		
傷病手当金、出産手当金を受給している場合	傷病手当金、出産手当金の支給決定通知書	加入している健康保険		
仕送り額が確認できる書類	振込者の分かる通帳 (写) 該当部分 (3ヶ月分) がわかるようマーカー等で線を引いたもの ※通帳の表紙も添付してください。			
	振込者と送金先の分かる振込明細書・・・3ヶ月分			

<提出書類チェックシート兼送付状(配偶者用)>

【健康保険の記号番号】

【氏名】

◆申請に使用する書類

全員提出必須	<input type="checkbox"/> 健康保険被扶養者届
	<input type="checkbox"/> 扶養理由書 ※年齢に関わらず対象者ごとに1枚提出
	<input type="checkbox"/> 第3号被保険者関係届 (対象者が20歳以上60歳未満の場合提出する。被保険者が特例退職・任意継続加入の場合は不要)
	<input type="checkbox"/> 国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届(対象者が上記第3号被保険者に該当し、かつ外国籍の場合に提出する)

◆添付する書類

対象者全員	<input type="checkbox"/> 対象者の世帯全員の住民票(マイナンバーと続柄表示のあるもの) ※写し不可 ※発行日から3ヶ月以内のもの 別居の場合は対象者のみの住民票(マイナンバーと続柄表示のあるもの)
	<input type="checkbox"/> 対象者が20歳以上60歳未満 ・配偶者の年金手帳または基礎年金番号通知書の(写)
	<input type="checkbox"/> 対象者の収入確認書類(↓下表で対応するもの)
	<input type="checkbox"/> 対象者が内縁の配偶者 ・被保険者および対象者の戸籍謄本
対象者が別居の場合	<input type="checkbox"/> 被保険者との続柄が確認できる公的書類(戸籍抄本・戸籍個人事項証明等) <input type="checkbox"/> 仕送り額が確認できる通帳(写)等直近3ヶ月分(被保険者の単身赴任による別居の場合省略可)(添付書類例一覧参照)
被保険者が特例退職・任意継続制度に加入している場合	<input type="checkbox"/> 被保険者本人の収入が確認できる公的書類 (給与明細書(写)直近3ヶ月分もしくは年金額が確認できる書類(写)等(添付書類例一覧参照))

※注意事項※ 認定可否判定のため追加で書類をお願いする場合があります。ご提出いただいた書類で総合的に認定可否の判定を行います。
この表に記載されていないケースの場合は、事前にお問合せください。

<問い合わせ先>	第一生命保険株式会社の従業員(キャリアローテーション者を含む)	DN総務事務センター 外線:050-3780-1090 内線:832-340 (平日 10:00~15:00)
	グループ会社・関係会社の従業員(プロパー社員)	各社社会保険担当
	特例退職・任意継続被保険者	第一生命健康保険組合 電話:050-3780-1239 (平日 10:00~16:00)

対象者	状況			必要書類等			
配偶者	75歳未満	収入あり	被保険者の収入の半分以上	-	認定不可		
			被保険者の収入の半分未満	収入130万円以上 (60歳以上または厚生年金法の障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者の方は180万円以上)	-	認定不可	
				学生・会社員・アルバイト・パート等	・給与明細書(写)【直近3ヶ月分】等(添付書類例一覧参照)		
		自営業			・確定申告書(写)【税務署に提出した最新のもの】 ・収支内訳書(写)【税務署に提出した最新のもの】 (青色申告の場合は確定申告書(写)+損益計算書(写)など) ※所得ではなく、収入から 直接的 必要経費のみ控除した金額で判断。所得税法上の必要経費とは一致しません。		
					年金受給	・年金額が確認できる書類(写)(添付書類例一覧参照)	
		収入なし		1年以内に働いていた	雇用保険受給中	雇用保険基本手当日額3,612円以上 (60歳以上または厚生年金法の障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者の方は5,000円以上)	認定不可
					雇用保険基本手当日額3,612円未満 (60歳以上または厚生年金法の障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者の方は5,000円未満)	・雇用保険受給資格者証(写)	
			雇用保険給付制限中、又は雇用保険受給資格はあるが受給しない、受給の延長をする		-	・「健康保険資格喪失証明書」又は「離職票」(写)	
			雇用保険受給終了		-	・雇用保険受給資格者証(終了の押印があるもの)(写)	
	雇用保険に加入していなかった		-		・「雇用保険非適用証明」又は「社会保険料なしとわかる源泉徴収票」 (添付書類例一覧参照)		
	雇用保険受給資格なし		-		・雇用保険の加入期間が1年未満とわかるもの (添付書類例一覧参照)		
	共済組合(公務員)だった		-		・退職が証明できる書類		
	自営業だった		-	・廃業証明書(写)			
	1年以内は働いていない		申請時が当年の1~5月	前々年の1月以降も働いていない	・「(非)課税証明書」や「所得証明書」等収入がないことがわかる書類		
		前々年の1月以降に働いていた期間がある		「1年以内に働いていた」に戻る。			
		申請時が当年の6~12月	前年の1月以降も働いていない	・「(非)課税証明書」や「所得証明書」等収入がないことがわかる書類			
	前年の1月以降に働いていた期間がある		「1年以内に働いていた」に戻る。				
	学生	-	-	・「在学証明書」又は「学生証(写)」			
75歳以上	-	-	-	認定不可			